

証券コード 6044
2024年8月9日

株 主 各 位

兵庫県姫路市阿保甲576番地1
株式会社三機サービス
代表取締役社長 北 越 達 男

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sanki-s.co.jp>



上記ウェブサイトへアクセスして、「IR情報」「当社の株主になると」「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所（東証）ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内に従いまして、2024年8月27日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月28日(水曜日)午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路3階 光琳の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の継続の件 |
- 以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎今後の状況変化により、当日の株主総会運営に大きな変更がある場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>)に掲載させていただきますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

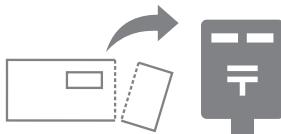
事前行使のご案内

インターネット等による 議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、**賛否**をご入力ください。

郵送により議決権を 行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**ご返送**ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

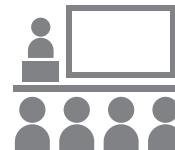
行使期限

2024年8月27日（火曜日）
午後5時15分締切

行使期限

2024年8月27日（火曜日）
午後5時15分到着

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年8月28日（水曜日）
午前10時【受付開始：午前9時30分】

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

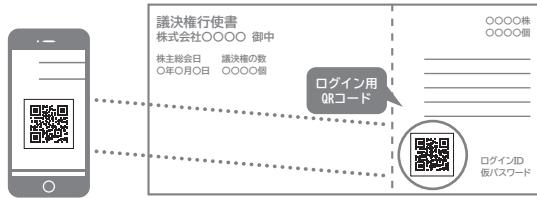
2024年8月27日(火曜日)
午後5時15分締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

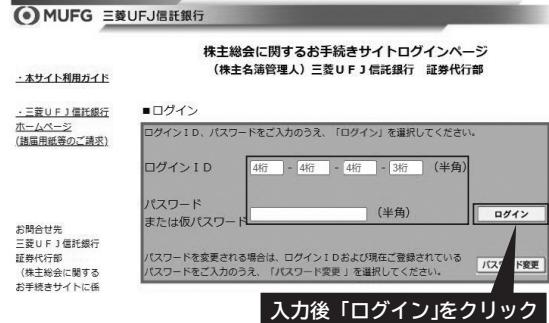
議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (通話料無料)(受付時間 午前9時から午後9時まで)

事業報告

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、急激な物価上昇、部分的な供給制約等が続き、依然として先行き不透明な状況で推移するものと予想しております。

当社グループを取り巻くメンテナンス業界におきましては、昨今のエネルギーコスト高騰に起因する設備維持管理費用の削減ニーズは高く推移しております。当社グループでは、お客様の設備状況に合わせてカスタマイズした省エネサービスを提案し、過剰なエネルギー消費を抑制することで、持続可能な社会の実現に貢献できる取り組みを進めております。

また、2022年7月11日付で公表した新中期経営計画（2023年5月期～2025年5月期）において、2030年の目指す姿として「安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュース（クリエイト）する会社」を掲げた上で、2023年5月期からの3年間を収益基盤強化期と位置付けております。2030年へ向けて当社の提供するトータルメンテナンスサービス、環境ソリューションサービス及びメンテナンスサービスで保有する技術を、より広く、より深く、深化（進化）していくことで、当社のMISSIONである「空間インフラのもっと快適、ずっと安心な空間を提供すること」に繋がり、お客様により良いサービスが提供できると考えております。次年度は中期経営計画の最終年度であり、サービス拡充とさらなる領域拡大に一層力をいれて取り組み、目指す姿へ邁進してまいります。

この結果、当連結会計年度につきましては、前期より始まったトータルメンテナンスサービスや空調設備改善工事が順調に推移したことが、売上の増加に大きく寄与しました。また、付加価値の高い環境ソリューションサービスにおける省エネ工事の引き合いが増加傾向にあります。加えて、2022年12月1日より新しく連結対象となった株式会社兵庫機工の影響や、技術力の強化や営業活動の成果が現れた結果、売上高は19,430,983千円(前年同期比31.9%増)を計上しました。

当社の従来からの強みである、幅広い空調・給排水メンテナンス・工事に対応できる技術力、全国各地への網羅的かつ広い対応力、地道に積み上げた実績と信用力等により、今期は主に小売業の既存顧客にご評価頂き、受託エリアや管理店舗数拡大などの好影響がありました。また、当社サービスエンジニアがメンテナンスだけでなく多種多様な空調工事にも対応できる多能工化のさらなる進化や、これまで取り組んできた粗利改善・M&Aといった各種プロジェクトの効果によって生産性が上がり、売上総利益は4,137,385千円(前年同期比22.3%増)となりました。

また、販売費及び一般管理費は、中期経営計画を見据えて採用や教育といった人的資本の拡充に取り組んだことにより、3,400,771千円(前年同期比21.1%増)となりました。これらの結果、営業利益は736,613千円(前年同期比28.1%増)、経常利益は758,787千円(前年同期比31.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は467,894千円(前年同期比3.3%増)となりました。

セグメントの業績については、次のとおりであります。

メンテナンス事業におきましては、主に空調機器、厨房機器、電気設備及び給排水衛生設備等のあらゆる設備のメンテナンスを行っております。建設関連製品サービス事業におきましては、主に各種建物を対象とした金属製ドア・シャッター・サッシの製造及び販売、取付工事を行っております。

	メンテナンス事業	建設関連製品サービス事業
売上高 (前年同期比)	17,459,021千円 (21.3%増)	1,971,961千円 (474.0%増)
セグメント利益 (前年同期比)	696,853千円 (12.5%増)	39,759千円 (-)

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は96,753千円であります。その主な内容は次のとおりであります。

社内システム機能追加等によるソフトウェアの取得	44,715千円
機械・工具の購入	43,070千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年12月1日に長沼冷暖房株式会社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2021年 5 月期)	第 45 期 (2022年 5 月期)	第 46 期 (2023年 5 月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (2024年 5 月期)
売 上 高(千円)	11,525,334	11,581,813	14,733,528	19,430,983
経 常 利 益(千円)	293,942	224,596	579,289	758,787
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	175,795	154,231	452,926	467,894
1株当たり当期純利益(円)	29.70	26.02	73.25	72.77
総 資 産(千円)	5,093,592	5,081,318	8,353,011	8,612,585
純 資 産(千円)	2,964,105	3,017,372	3,833,596	4,214,183
1株当たり純資産(円)	498.87	509.09	596.79	655.09

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

3. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは以下のとおりであります。

第44期	2020年11月	譲渡制限付株式の発行	51,334千円
第45期	2021年7月～2021年8月	自己株式の取得	27,922千円
	2021年10月	譲渡制限付株式の発行	15,093千円
第46期	2022年10月	譲渡制限付株式の発行	8,977千円
	2022年12月	株式交換による新株発行	576,000千円
第47期	2023年10月	譲渡制限付株式の発行	10,554千円

4. 第47期の状況につきましては、前記「(1) ① 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2021年 5 月期)	第 45 期 (2022年 5 月期)	第 46 期 (2023年 5 月期)	第 47 期 (当事業年度) (2024年 5 月期)
売 上 高(千円)	11,238,565	11,269,254	14,054,650	16,739,766
経 常 利 益(千円)	303,145	229,540	640,311	742,485
当 期 純 利 益(千円)	176,047	146,706	435,002	452,012
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	29.74	24.75	69.90	70.19
総 資 産 (千円)	5,068,580	5,055,713	7,310,097	7,209,940
純 資 産 (千円)	2,961,825	3,003,231	3,867,474	4,119,485
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	498.48	506.71	595.12	640.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
上海三機大樓設備維修有限公司 (注) 1	中国上海市浦東 新区	600千米ドル	100.0%	メンテナンス事業
株式会社兵庫機工	兵庫県姫路市	35,000千円	100.0%	建設関連製品サービ ス事業
長沼冷暖房株式会社(注) 2	新潟県新潟市 西蒲区	20,000千円	100.0%	メンテナンス事業

- (注) 1. 当社代表取締役社長 北越達男氏が董事長（代表取締役）を兼務しております。
2. 2023年12月1日に全株式を取得し、完全子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループには、設立当初よりメーカー指定店としての「空調メンテナンスサービス」と、そこで培われた技術力をもとに、直接お客様を開拓して空調機器も含めた施設の付帯設備のメンテナンスを一括で受託し、ファシリティーマネジメントを行い施設の資産価値を高める「トータルメンテナンスサービス」、そしてインバータ化等、環境改善にも貢献する「省エネサービス」があります。今後、当社グループが更なる成長を遂げるためには、24時間・365日稼働しているコールセンターに蓄積された技術力やメンテナンスノウハウを活かすことにより事業拡大を図るとともに、基幹システムによる業務プロセスの改善等により、業務効率化を進め、利益率を向上させることが必要となります。そのため、次の項目を当社の対処すべき課題として認識しております。

① トータルメンテナンスサービスの品質向上

トータルメンテナンスサービス事業の成長を図るためには、コールセンター及び事業部門の効率化と品質向上が不可欠です。そのために、コールセンターのオペレーターの知識・対応力向上のための徹底した教育・指導を継続的に行ってまいります。また、多様なメンテナンスサービスを迅速に提供するために管理業務等の標準化も行っております。さらに、当社は全国のパートナーとの連携によりサービスを提供しておりますが、サービスの品質・顧客の満足度向上のためには、パートナーの新規開拓及びサービスレベルの維持・向上が重要な経営課題であると認識しております。パートナーの新規開拓を行う専属部署を中心に、継続してパートナーの技術力やサービス品質の確認や教育等を実施することにより、今後もサービスレベルの向上に努めてまいります。

② 新たな環境ビジネスの創出

当社グループは、空調の省エネ化に関する専門的なノウハウを有していますが、今後は省エネ商材の範囲を拡大し、環境・省エネビジネスの事業拡大を図ることが課題であると認識しております。そのために、環境・省エネビジネスを他企業とのアライアンスなどを通じて空調以外の設備機器やメンテナンスから派生する設備全体の省エネ化に関する領域にも広げ、当社グループの新たな成長ドライバーにしていきたいと考えております。

③ サービス内製化の強化

当社グループは、利益率向上や事業拡大のために、多種多様な設備機器に関するメンテナンスノウハウの向上を図る必要があります。当社研修センターでは、メンテナンスの技術研修を行うための実機を設置し、社内のメンテナンスエンジニアのレベルに応じた研修・指導を行っております。人材育成を行うと同時に、特定の設備機器のみならず多種の設備機器を扱うことができる多能工化を進め、更なる事業拡大を図ってまいります。

④ 営業体制の強化

当社グループのお客様は、多店舗・多棟展開企業である小売業、飲食業、イベント施設、医療・介護・福祉施設と多岐にわたっており、それぞれのお客様のニーズを的確に把握できる専門知識の高い営業力が必要となります。そのために、部門ごとに分かれていた営業組織を集約し、空調メンテナンスサービスや、トータルメンテナンスサービス、省エネビジネスといった、複数のサービス提案ができる営業体制を強化してまいりました。また、営業部門は、引き続き提案先の業界構造や課題を分析しターゲットを明確化することで、お客様のニーズや課題を的確に捉えソリューション活動を推進し、お客様満足度を向上させてまいります。

⑤ ITシステムの競争力の強化

当社グループは、システムにより店舗構造や業態により課題が異なるトータルメンテナンスサービスの情報を一元管理し、メンテナンスサービスの品質の向上や省エネ提案の強化を行い、管理業務の効率化を図ることが重要課題であると認識しております。今後も必要なIT投資を行い、競合他社との差別化を図ってまいります。

⑥ 海外事業収益力の強化

当社は、国内で蓄積されたメンテナンスノウハウや省エネ提案を海外へ展開することで、新たな市場でシェアを広げていく必要があると考えております。そのために、グループ内の経営資源配分の最適化を進めるとともに、顧客基盤の開拓やアライアンスを通じた新商材開発などの事業支援を行ってまいります。

⑦ サステナビリティ経営の強化

当社は、企業価値向上のため人的資本の拡充、気候変動リスクへの対応、ガバナンスの強化などに取り組むべきであると考えております。当社は、メンテナンスエンジニアを中心とした労働集約型のビジネスであり、人的資本に関する取り組みを重要な経営戦略と位置づけ、当社の企業理念を具現化でき、付加価値が高いサービスを提供できる優秀なエンジニア等を多く確保するため、第45期に公平でより戦略的な人事制度に変更致しました。また、今後は気候変動リスクやガバナンス等のテーマも含め、一層強化、推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業区分	主 要 な 内 容
メンテナンス事業	各種設備機器のメンテナンス
建設関連製品サービス事業	建物や施設の建設、改修のための製品を提供・サービスする事業

(6) 主要な事業所（2024年5月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県姫路市
東 京 セ ン タ ー	東京都江東区
横 浜 セ ン タ ー	神奈川県川崎市多摩区
静 岡 セ ン タ ー	静岡県静岡市駿河区
浜 松 セ ン タ ー	静岡県浜松市中央区
東 海 セ ン タ ー	愛知県名古屋市中川区
大 阪 セ ン タ ー	大阪府吹田市
神 戸 セ ン タ ー	兵庫県神戸市長田区
姫 路 セ ン タ ー	兵庫県姫路市
札 幌 セ ン タ ー	北海道札幌市東区
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区
江 坂 営 業 所	大阪府吹田市
和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
新 潟 営 業 所	新潟県新潟市中央区
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
子 会 社 上海三機大楼設備維修有限公司	中国上海市
子 会 社 株 式 会 社 兵 庫 機 工	兵庫県姫路市、兵庫県神戸市
子 会 社 長 沼 冷 暖 房 株 式 会 社	新潟県新潟市西蒲区

(注) 当社における「センター」は各地域の営業拠点であります。

(7) 使用人の状況（2024年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 535（72）名（前期比79名増（3名減））

（注）使用人数は就業人員であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
468（72）名	73名増（3名減）	40.1歳	7.3年

（注）1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数増加の主な理由は、中期経営計画を見据えての人員強化によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2024年5月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	210,000千円
株式会社三井住友銀行	178,368千円
株式会社中国銀行	54,530千円
株式会社みなと銀行	50,152千円
株式会社百十四銀行	50,000千円
姫路信用金庫	42,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,583,485株
- ③ 株主数 6,988名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 中 島 産 業	975,000株	15.2%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	445,300株	6.9%
光 通 信 株 式 会 社	444,800株	6.9%
中 島 義 兼	436,606株	6.8%
中 島 諒 子	339,500株	5.3%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	255,800株	4.0%
三 機 サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	255,290株	4.0%
シ ン メ ン テ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	249,000株	3.9%
中 島 悠 希	228,344株	3.5%
中 島 薫 子	225,000株	3.5%

(注) 持株比率は自己株式 (150,491株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	9,800株	4名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（2024年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	中 島 義 兼	
代 表 取 締 役 社 長	北 越 達 男	上海三機大樓設備維修有限公司董事長
取 締 役	越 智 玲 緒 奈	事業本部長
取 締 役	川 崎 理	経営管理本部長兼人事戦略部長兼財務経理部長
取 締 役	正 木 範 昭	(株)日建設計総合研究所特別顧問
取 締 役	藤 田 ひ ろ み	(株)ジェイ・ソル代表取締役
常 勤 監 査 役	飼 馬 誠	
監 査 役	北 岡 昭	北岡税理士事務所所長
監 査 役	荻 野 正 和	たつの法律事務所所長 カワセコンピューターサプライ(株)取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役正木範昭氏及び取締役藤田ひろみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役北岡昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役正木範昭氏、取締役藤田ひろみ氏、監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員（執行役員含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月数の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、7月に支給する。業績連動報酬等は、基本報酬の0%～20%の幅で支給額を決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

- c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程に定められており、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定しております。なお、発行できる普通株式の総数は年30,000株以内となっております。

- d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、業績連動報酬等と業績連動報酬等以外の報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が基本報酬の20%の場合、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8：1.5：0.5となります。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

- e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役会にて役位に応じて決定された上限と下限の範囲内において決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められた方法により算定されるが、最終的に取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	133,890 (10,800)	113,224 (10,800)	10,506 (-)	10,160 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	13,560 (4,800)	13,560 (4,800)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	147,450 (15,600)	126,784 (15,600)	10,506 (-)	10,160 (-)	11 (6)

(注) 1. 上表には、2023年8月25日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度中に職務執行の対価として取締役4名に対して譲渡制限付株式報酬を9,800株交付しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年8月25日開催の第46期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2018年8月28日開催の第41期定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2023年8月25日開催の第46期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長北越達男氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
6. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月の達成度合いであり、また、当該業績指標を選定した理由は、連結当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと判断したためであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、業績指標の達成状況等に応じて算定しております。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1.（2）財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	主な兼職先会社名	兼職の内容
取 締 役	正木 範昭	(株)日建設計総合研究所	特別顧問
取 締 役	藤田 ひろみ	(株)ジェイ・ソル	代表取締役
監 査 役	北岡 昭	北岡税理士事務所	所長
監 査 役	荻野 正和	たつの法律事務所 カワセコンピューターサプライ(株)	所長 取締役(監査等委員)

(注) 当社と社外取締役及び社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	正 木 範 昭	2023年8月25日就任後、当事業年度に開催された取締役会10回(定時9回、臨時1回)全てに出席いたしました。建築や設計関連の経験を通じて培われた高い見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	藤 田 ひろみ	2023年8月25日就任後、当事業年度に開催された取締役会10回(定時9回、臨時1回)全てに出席いたしました。様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	北 岡 昭	当事業年度に開催された取締役会13回(定時12回、臨時1回)全てに出席いたしました。税理士として税務、財務及び会計に精通した専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	荻 野 正 和	当事業年度に開催された取締役会13回(定時12回、臨時1回)全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	RSM清和監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、公益社団法人 日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、以下の基本方針を決定し、業務の適正、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業理念に定める『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の価値観を共有して事業に取り組み、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指します。

■ ミッション

空間インフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること

■ ビジョン

国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社

■ バリュー

社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する

- ・コンプライアンス規程を定め、研修等により意識向上の徹底に努めています。
- ・内部通報規程を定め、企業行動規範、コンプライアンス規程等の違反の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行うこととしております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は文書管理規程により適切に保存及び管理を行うこととしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて定期的に報告を受けております。

ニ. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うための内部統制委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。子会社については、子会社管理規程を定め、子会社管理部門によりモニタリングを行うほか、子会社管理部門と各子会社が連携し、炙り出したリスクを計量化したうえで、全社的対応を行っています。また、災害・事故等の発生時に、迅速かつ的確に対応する為に、危機管理マニュアルの作成等、体制管理を進めております。

ホ. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画・単年度の経営計画を作成し、これをベースに毎月、計画と実績の検証を行います。また、組織規程や決裁権限基準を定めることにより、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を構築しています。

ヘ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実施し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・評価・異動及び懲戒は監査役会の意見を徴してこれを尊重します。

リ. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査基準において、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事異動等に関する監査役の同意権及び監査役の補助業務への従事体制の確保等について定めております。

ヌ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。

ル. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役員、使用人が法令等の違反行為や不正行為等、当社または当社子会社に損害がおよぶ恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社監査役または監査役会へ報告することとしています。当社は、監査役、監査役会へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を徹底しております。

ヲ. 前記ヌ. ル. における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役監査基準において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。

ワ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

カ. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の権限、重要な会議への出席、取締役への改善指示の報告など、監査が実効的に行えるよう監査役監査基準を定めています。また、常勤監査役が知り得た情報を監査役会にて共有し、より実効的な監査ができる体制を整えるとともに、監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設けております。

コ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。

ii. 反社会的勢力排除に向けた整備の状況

(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を整備しています。

- ・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。
- ・反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(b) (公財) 暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度(2023年6月1日から2024年5月31日まで)における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業理念に定める『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の価値観を共有して事業に取り組み、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。また、企業理念を振り返ることができるような動画メッセージを、社内のネットワークに掲載し、企業理念の浸透を図っています。
- ・コンプライアンス体制は、企業倫理綱領を制定し、取締役及び使用人の倫理観を明確にすることで意識の向上を図っております。また、専用部署(コンプライアンス室)による定期かつ全社的な教育研修の実施と啓蒙活動により、コンプライアンスの遵守を促しております。
- ・内部通報制度の運用については、内部通報規程を定め、企業行動規範、コンプライアンス規程等の違反の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、契約書又は覚書等に暴力団排除条項を記載し、取引先様の理解を得て、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・財務報告の有効性に関する評価並びに各部署における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行っています。また、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として取締役会に報告を行っています。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程等により重要文書の保存、管理についての規程を定め運用しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて定期的に報告を受けております。

ニ、当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うための内部統制委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。子会社については、子会社管理規程を定め、子会社管理部門によりモニタリングを行うほか、子会社管理部門と各子会社が連携し、炙り出したリスクを計量化したうえで、全社的対応を行っています。また、災害・事故等の発生時に、迅速かつ的確に対応する為に、危機管理マニュアルの作成等、体制管理を進めております。

ホ、当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定款、法令及び社内規程に従って、重要な経営の意思決定を行っております。また、業務執行取締役の業務執行状況の報告を定期的に受けております。

ヘ、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実施し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。

ト、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。

なお、千及びりの事項につきましては、使用人を配置しておりませんので、運用については記載しておりません。

ヌ、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。

ル、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役員、使用人が法令等の違反行為や不正行為等、当社または当社子会社に損害がおよぶ恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社監査役または監査役会へ報告することとしています。当社は、監査役、監査役会へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を徹底しております。

- フ. 前記ヌ. ル. における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役監査基準において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。
- ワ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行に係る費用については、事業年度ごとに予算計上しておりますが、監査役が当該費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- カ. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
・ 監査役は、当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席するとともに取締役会議事録等の重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めています。
・ 監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設けており、当年度につきましては、代表取締役、社外取締役及び会計監査人との意見交換を実施いたしました。
- コ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び運用の状況
i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。
- ii. 反社会的勢力排除に向けた運用の状況
(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を運用しております。
・ 反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。
・ 反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。
- (b) (公財)暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1)基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2)基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、2021年8月27日開催の第44期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただいて導入いたしました。

当社は、「空間のインフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること」を企業理念のミッションとして、設備機器のメンテナンスを通して環境負荷低減を実現し、社会に貢献しております。

当社の企業価値の源泉は、創業以来、一貫して技術者の「内製化」にこだわり、社内に蓄積された技術ノウハウを活かし、お客様に快適・安心を提供し続けております。また、設備の保守・トラブル対応のほか、近年益々重要視されつつある省エネニーズを捉え、ユーザーの視点に立った提案型営業を行う等、管理会社とは一線を画す対応力を内在しております。

そして、コールセンターを核とした日本全国24時間365日空調保守が可能な社内体制とパートナーネットワークを活用して、全国規模で迅速な対応が可能な体制を構築するとともに、コールセンターで収集した一次データを独自のITシステムを通じた分析に活用する等、当社の提供価値の基盤となっております。

当社は、企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

①空調保守の技術とノウハウの更なる蓄積と多能工化の推進

自社技術者が培った技術・ノウハウは暗黙知の形式をとることも多く、マニュアルによる標準化等を通じて、技術・ノウハウを「見える化」し、次世代への伝承を推進します。また、当社事業において特に高付加価値の分野での多能工化をさらに強化し、当社研修センターでの教育訓練を通じて技能習得を効率化してまいります。

②地域特性にあった再現性の高い営業体制の確立とお客様業界エキスパートの育成による、よりお客様を理解した提案営業推進

46期より営業部門を首都圏、中部、近畿等の地域特性にあったサービスを提供できるような体制にし、個々に蓄積したお客様や業界特有のニーズを集約することにより、より効果的な提案営業を推進できる体制となりました。お客様のニーズを的確に捉え、更なる信頼をいただけるように、営業力の強化を一層推進してまいります。

③ITシステムを活用した業務の効率化によるお客様サービスレベルの向上とコスト削減

2021年5月期に導入したITシステムの本格稼働により、当社において高付加価値の源泉となるオペレーションの労力を新ITシステムの運用効果で効率化し、更なる生産性向上とお客様への質の高い提案やサービス提供をしてまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営をゆだねることは是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意見に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及び当社企業集団の歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼすのかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、買付者による支配株主の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

(4)上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保・向上することに資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること。
- ・企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的としていること。
- ・本プランの存続には、株主の意思が反映される仕組みとなっていること。
- ・独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示が徹底されるものであること。
- ・対抗措置の発動には合理的な客観的発動要件は設定されていること。
- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.sanki-s.co.jp>) をご参照ください。

連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,033,908	流動負債	3,520,611
現金及び預金	2,073,888	支払手形及び工事未払金	1,960,458
受取手形、売掛金及び契約資産	4,401,923	短期借入金	80,545
未成工事支出金	101,633	1年内返済予定の長期借入金	204,031
原材料及び貯蔵品	37,895	リース債務	4,429
その他	422,529	未払法人税等	83,852
貸倒引当金	△3,962	賞与引当金	195,306
固定資産	1,578,677	その他	991,987
有形固定資産	700,285	固定負債	877,790
建物及び構築物	316,577	長期借入金	411,662
機械装置及び運搬具	65,806	リース債務	14,756
工具、器具及び備品	5,955	役員退職慰労引当金	51,260
土地	296,007	退職給付に係る負債	156,954
リース資産	15,937	資産除去債務	17,336
無形固定資産	143,449	長期未払金	150,885
ソフトウェア	109,868	繰延税金負債	41,569
のれん	27,531	損害補償引当金	31,420
リース資産	2,816	その他	1,945
その他	3,233	負債合計	4,398,401
投資その他の資産	734,942	(純資産の部)	
投資有価証券	270,184	株主資本	4,164,203
長期前払費用	128,240	資本金	616,652
退職給付に係る資産	30,449	資本剰余金	1,081,627
繰延税金資産	177,427	利益剰余金	2,598,074
その他	135,840	自己株式	△132,150
貸倒引当金	△7,200	その他の包括利益累計額	49,979
資産合計	8,612,585	その他有価証券評価差額金	44,403
		為替換算調整勘定	5,576
		純資産合計	4,214,183
		負債・純資産合計	8,612,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	高価		19,430,983
販売	利益		15,293,597
販売費	総管理費		4,137,385
営業	利益		3,400,771
営業	利益		736,613
受取	利息	167	
受取	当数	4,581	
受取	料	1,155	
受取	貸	2,258	
受取	益	2,579	
受取	金	5,038	
受取	金	5,494	
受取	他	6,787	28,063
営業	費用		
支租	利息	3,355	
株	公	1,940	
経	費	40	
経	の	553	5,889
特	利益		758,787
固保	売却	899	
そ	戻	8,004	
特	他	444	9,348
固減	除却	45	
損	損	5,532	
和	金	31,420	
税	線入	15,280	
金	額		52,278
等	金		
調	益		715,857
整	税	206,173	
前	額	41,790	247,963
当	益		
期	純		467,894
純	利		467,894
利	益		
益	益		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	616,652	1,080,970	2,277,924	△141,946	3,833,601
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△147,744		△147,744
親会社株主に帰属する 当期純利益			467,894		467,894
自己株式の取得				△102	△102
自己株式の処分		656		9,898	10,554
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	656	320,150	9,795	330,602
当連結会計年度末残高	616,652	1,081,627	2,598,074	△132,150	4,164,203

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△3,726	3,721	△5	3,833,596
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△147,744
親会社株主に帰属する 当期純利益				467,894
自己株式の取得				△102
自己株式の処分				10,554
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	48,130	1,854	49,984	49,984
当連結会計年度変動額合計	48,130	1,854	49,984	380,587
当連結会計年度末残高	44,403	5,576	49,979	4,214,183

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,448,209	流動負債	2,410,256
現金及び預金	1,356,623	工事未払金	1,318,902
受取手形	420,921	1年内返済予定の長期借入金	184,412
売掛金	2,964,862	リース負債	843
契約資産	239,825	未払金	122,794
未成工事支出金	37,142	未払費用	150,968
原材料及び貯蔵品	16,763	未払法人税等	58,872
前渡金	123,055	未払消費税等	114,160
前払費用	42,786	契約負債	248,417
その他	246,228	引当金	18,084
固定資産	1,761,731	与引当金	186,465
有形固定資産	296,505	その他	6,336
建物	192,273	固定負債	680,198
構築物	2,910	長期借入金	322,819
機械及び装置	4,148	リース負債	2,281
工具、器具及び備品	5,187	退職給付引当金	155,645
土地	91,984	資産除去債務	17,046
無形固定資産	111,994	長期未払金	150,885
特許権	159	損害補償引当金	31,420
商標権	743	その他	100
ソフトウェア	108,203	負債合計	3,090,454
リース資産	2,816	(純資産の部)	
電話加入権	72	株主資本	4,096,607
投資その他の資産	1,353,232	資本金	616,652
投資有価証券	146,480	資本剰余金	1,081,627
関係会社出資金	0	資本準備金	1,078,152
長期貸付金	25,325	その他資本剰余金	3,474
関係会社株式	826,606	利益剰余金	2,551,253
破産更生債権等	4,800	利益準備金	20,000
長期前払費用	127,937	その他利益剰余金	2,531,253
前払年金費用	30,449	別途積立金	20,000
敷金及び保証金	44,795	繰越利益剰余金	2,511,253
繰延税金資産	158,457	自己株式	△152,925
その他	16,690	評価・換算差額等	22,878
貸倒引当金	△28,311	その他有価証券評価差額金	22,878
資産合計	7,209,940	純資産合計	4,119,485
		負債・純資産合計	7,209,940

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		16,739,766
上原	利益		12,926,898
売上	総管理費		3,812,868
販売費及び一般管理費	利益		3,070,014
営業外	収益		742,854
受取	利息	35	
受取	当数	7,176	
受取	家差	1,017	
受取	償	1,300	
受取	金	3,266	
受取	金	5,494	
受取	金	5,038	
受取	他	4,151	27,480
営業外	費用		
支払	利息	1,731	
租税	課	1,940	
減価	費	139	
貸倒	損失	487	
貸倒引当金繰入	費用	23,511	
株式報酬	費用	40	27,848
特別損失	利益		742,485
固定資産除却	損失	12	
関係会社出資	損失	28,448	
損害補償引当金繰入	損失	31,420	
和解	損失	15,280	75,162
税引前当期純利益	利益		667,322
法人税、住民税及び事業税	費用	182,219	
法人税等調整額	費用	33,090	215,309
当期純利益	利益		452,012

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 剰 余 金 合 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	616,652	1,078,152	2,817	1,080,970	20,000	20,000	2,208,710	2,248,710	△75,346	3,870,987
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△149,469	△149,469		△149,469
当 期 純 利 益							452,012	452,012		452,012
自 己 株 式 の 取 得									△87,477	△87,477
自 己 株 式 の 処 分			656	656					9,898	10,554
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	656	656	—	—	302,543	302,543	△77,579	225,620
当 期 末 残 高	616,652	1,078,152	3,474	1,081,627	20,000	20,000	2,511,253	2,551,253	△152,925	4,096,607

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,513	△3,513	3,867,474
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△149,469
当 期 純 利 益			452,012
自 己 株 式 の 取 得			△87,477
自 己 株 式 の 処 分			10,554
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	26,391	26,391	26,391
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	26,391	26,391	252,011
当 期 末 残 高	22,878	22,878	4,119,485

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月22日

株式会社三機サービス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
神戸事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 潔 弘
指定社員 業務執行社員	公認会計士	材井 貴 士
指定社員 業務執行社員	公認会計士	成田 将 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三機サービスの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三機サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月22日

株式会社三機サービス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
神戸事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 潔 弘
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	材 井 貴 士
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	成 田 将 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三機サービスの2023年6月1日から2024年5月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月23日

株式会社三機サービス 監査役会

常勤監査役 飼 馬 誠 ⑩

監査役 (社外監査役) 北 岡 昭 ⑩

監査役 (社外監査役) 荻 野 正 和 ⑩

以 上

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なかしま よしかね 中島 義兼 (1954年11月14日生)	1977年7月 当社設立 代表取締役社長 1998年8月 上海三機大樓設備維修有限公司設立董事長 2020年6月 取締役会長 2021年1月 代表取締役会長（現任）	436,606株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中島義兼氏は、当社設立時より代表取締役社長を務め、最高経営責任者として当社グループの様々な経営課題に取り組むとともに、高いビジョンを持ち当社グループの成長を支え、強いリーダーシップを発揮して当社全般業務を担ってきました。2020年6月より会長として、より対外的な活動へも重点を置きつつ従来同様に当社経営にあたっております。これまでの実績から、同氏が代表取締役会長として経営全般における監督機能を果たすことが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	きた こし たつ お 北 越 達 男 (1974年1月29日生)	1996年4月 当社入社 2004年6月 神戸センター所長 2007年6月 大阪センター所長 2008年6月 執行役員大阪センター所長 2012年3月 執行役員コールセンター長 2013年6月 執行役員経営企画部長 2015年6月 執行役員管理本部長兼経営企画部長 2015年8月 取締役管理本部長兼経営企画部長 上海三機大樓設備維修有限公司監事 2019年6月 取締役経営管理本部長 2020年6月 上海三機大樓設備維修有限公司董事長（現任） 2020年6月 代表取締役社長 2021年1月 代表取締役社長兼経営管理本部長 2022年6月 代表取締役社長（現任） 2024年6月 株式会社兵庫機工取締役（現任）	49,413株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>北越達男氏は、長年当社の基幹部門である大型空調機器部門等の事業部門の経験と人材の育成において先頭に立ちリードしてきました。その後、コールセンター部門の経験を経て、本社の管理部門の統括者として経営に携わっております。財務・経理・人事全般の経験を重ね、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス面の充実に向け、事業部門の経験を活かした幅広い専門知識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	おちれおな 越智玲緒奈 (1975年2月8日生)	1993年4月 当社入社 2001年10月 東京事業開発部営業部長 2002年4月 東京事業開発部技術管理室長 2005年4月 コールセンター長 2008年6月 執行役員コールセンター長 2010年4月 執行役員東京サービス部長 2012年3月 上海三機大樓設備維修有限公司総経理 2012年9月 同社董事 2015年6月 執行役員トータルメンテナンス本部長 2015年8月 取締役トータルメンテナンス本部長 2017年6月 取締役メンテナンス本部長 2019年6月 取締役事業本部長 2020年8月 未来プロジェクト室シニアディレクター 2021年1月 常務執行役員事業本部長 2021年8月 取締役常務執行役員 事業本部長 (現任) 2022年6月 上海三機大樓設備維修有限公司董事 (現任)	34,866株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>越智玲緒奈氏は、当社の業務の基幹部門である空調機器のメンテナンス技術を長年経験した後、複数の事業所で推進リーダーとして中枢の任務を果たし、長期にわたり執行役員として経営にも関与してきました。また、海外でも責任者としての業務経験があり、当社の企業理念の実現に、内外含めての経験が活かされるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	かわ さき ただし 川 崎 理 (1975年6月30日生)	1999年4月 興銀リース㈱(現 みずほフィナンシャルグループ みずほリース㈱)入社 2015年3月 リアーズグループ入社 取締役 財務部長兼人事総務部長兼経営企画室長 2019年8月 当社入社 総務人事部長 2020年6月 執行役員 人事戦略部長 上海三機大樓設備維修有限公司監事(現任) 2022年6月 常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長 2022年8月 取締役常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長 2024年2月 取締役常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長兼財務経理部長(現任)	6,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>川崎理氏は、当社入社後、新人事評価制度の設計・運営、働き方改革、採用戦略構築、社員研修体系、BCP策定、健康経営へのチャレンジなど、主に人事総務領域での統括者として経営に携わり、2020年からは執行役員として経営管理本部全体の指揮を執り、経営戦略推進やコーポレートガバナンス、コンプライアンス面を充実させてきました。</p> <p>今後、当社の企業価値向上と経営戦略実行推進・ビジョン実現を一層加速させられるとの判断から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	ま き の り あ き 正 木 範 昭 (1947年12月7日生)	1972年4月 ㈱日建設計入社 1989年5月 同社 土木事務所調査部長 1991年4月 同社 土木事務所設計部長 1995年4月 同社 土木事務所業務部長 1999年10月 同社 本部東京業務開発部長 2004年3月 ㈱日建設計シビル 代表取締役社長 2005年4月 ㈱日建設計 上席理事 2006年1月 ㈱日建設計総合研究所 常務取締役 2011年1月 ㈱日建設計 顧問 2018年1月 ㈱都市建築確認センター 審議役 2020年7月 同社 取締役 2023年1月 ㈱日建設計総合研究所 特別顧問 (現任) 2023年8月 当社 取締役 (現任)	-株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>正木範昭氏は、長年建築の企画・設計管理、都市・地域計画及びこれらに関する調査などを経験しており、品質と技術力を高め、より上流工程での提案を行うことができるソリューション営業の実現に向けて、中期経営計画の経営戦略の推進・ビジョン実現を一層加速させられるものと考えております。また、同氏は、技術士（建設部門）及び測量士の資格を有しており、当社に有用な意見、助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふり が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
6	ふじ た ひろみ 藤 田 ひろみ (1955年5月12日生)	1978年4月 富士電機計装(株)入社 1983年4月 (株)ベルシステム24入社 1987年6月 (株)もしもしホットライン(現 アルティウスリンク(株))入社 オペレーション部部長 1991年6月 同社 教育研修部長 1993年6月 同社 企画営業推進部長 1996年6月 同社 企画営業推進部長兼教育研修部長 1999年6月 同社 取締役 2004年6月 同社 取締役常務執行役員 2008年6月 同社 取締役専務執行役員 2009年8月 (株)ジェイ・ソル 代表取締役(現任) 2023年8月 当社 取締役(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>藤田ひろみ氏は、現アルティウスリンク(株)の創業メンバーとして運用業務を担うオペレーション部やコールセンターの運用管理の構築に携わっており、その豊富な経験と知識が当社のサービスの品質・信頼性の向上に向けた改善に有用な意見、助言をいただけるものと判断しております。また、同氏は、CSR・ダイバーシティの構築、特に女性活躍推進活動等の経験があり、当社の中期的な企業価値向上を目指すにあたり、同氏が持つ経験・見識が当社の意思決定の実効性向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 正木範昭氏及び藤田ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 正木範昭氏及び藤田ひろみ氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、正木範昭氏及び藤田ひろみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、正木範昭氏及び藤田ひろみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社が、2021年7月15日開催の当社取締役会において導入を決議し、同年8月27日開催の当社第44期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）は、本株主総会終結の時をもって有効期間が満了することとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2024年7月24日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、旧プラン発効以降の買収防衛策に関する議論の動向・情勢の変化等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下、「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）に関して決議を行いましたので、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本プランを決定した当社取締役会には、社外監査役である当社監査役2名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

なお、本更新に際しては、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に①「大規模買付等」や「買付者等」に該当するかの基準となる「実質的に支配」又は「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準、②本プランの発動に際して株主意思を確認する方法、③本プランにおける対抗措置として無償割当てがなされる本新株予約権の取得条件等に関し、見直しを行っております。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

① 企業理念

当社の企業理念は『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』という3つの要素で構成されています。創業の原点であり、これからも不変である理念をもとに、社会に対して果たすべき使命（ミッション）、将来的な展望（ビジョン）、それらを実現するためのバリューを社員全員が共有・実践することで、永続的にその事業価値を発揮することができます。

■ ミッション

空間インフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること

■ ビジョン

国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社

■ バリュー

社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する

② 当社の沿革・事業内容

当社は1977年の設立以来、三洋空調システムサービス株式会社（現パナソニック産機システムズ株式会社）のメーカーサービス指定店として、「大型空調機器の保守メンテナンス」により、お客様の環境改善に寄与してまいりました。さらに2000年には、設備メンテナンスのアウトソーシングなどによる市場成長性を見据え、24時間365日稼働するコールセンターを核とした「トータルメンテナンス事業」を開始いたしました。「トータルメンテナンス事業」では、全国展開を行う飲食業や小売業を中心としたお客様の各店舗に設置されている空調機器に加えて、多岐にわたるメーカー、設備機器（厨房機器、電気設備、給排水設備等）などのメンテナンスを一括で受託するサービスを提供してきました。また、施設全体の保全・管理を請け負う、ファシリティーマネジメントなどを提供することでおお客様の施設の資産価値を高め、事業の拡大を図ってまいりました。

その結果、2015年4月にJASDAQ市場に上場し、2016年4月に東証2部、2017年4月に東証1部、2022年4月にスタンダード市場へ変更を行い、現在では国内15の拠点に加え、3つの子会社を有しております。

③ 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。

(1) 約300名の内製サービススタッフの技術と48年間に積み上げられたノウハウ

当社は創業以来、一貫して技術者の「内製化」にこだわっており、社内に蓄積された技術ノウハウを活かし、お客様に快適・安心を提供し続けております。

設備の保守・トラブル対応のほか、近年益々重要視されつつある省エネニーズを捉え、ユーザーの視点に立った提案型営業を行う等、管理会社とは一線を画す対応力を内在しております。

(2) 日本全国24時間×365日空調保守が可能な社内体制とパートナーネットワーク

24時間365日稼働の内製コールセンターを基点に、自社拠点及びパートナーネットワークを活用して、全国規模で迅速な対応が可能な体制を構築しております。

また、コールセンターで収集した一次データを、独自のITシステムを通じた分析に活用する等、コールセンターを始めとした社内体制は、当社の提供価値の基盤となっております。

(3) 健全な財務体質

当社は、企業価値向上のために安定した利益率の確保と財務体質の強化が必要であると認識しております。具体的には、売上高及び営業利益の継続的な伸長と営業利益率及びROEの上昇を目標とする経営指標を設定しております。

	2021年 5月期	2022年 5月期	2023年 5月期	2024年 5月期
自己資本比率	58.2%	59.4%	45.9%	57.1%
有利子負債比率	13.0%	9.8%	21.1%	16.5%

このように、いずれの指標も良好な水準を維持しており、健全な財務体質を築きつつ生産性を高め毎期安定した配当を維持できるよう企業価値向上を目指しております。

④ 企業価値のさらなる維持・強化のため施策

当社は上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

(1) 空調保守の技術とノウハウのさらなる蓄積と多能工化の推進

自社技術者が培った技術・ノウハウは暗黙知の形式をとることも多く、マニュアルによる標準化等を通じて、技術・ノウハウを「見える化」し、次世代への伝承を推進します。また、当社事業において特に高付加価値の分野での多能工化をさらに強化し、当社研修センターでの教育訓練を通じて技能習得を行うことで、生産性向上を目指してまいります。

(2) 地域特性にあった再現性の高い営業体制の確立とお客様業界エキスパートの育成による、よりお客様を理解した提案営業推進

当期より営業部門を首都圏、中部、近畿等のそれぞれの地域特性にあったサービスを提供できるような体制にし、個々に蓄積したお客様や業界特有のニーズを集約し、他のお客様へ展開することにより、より効果的な提案営業を推進できる体制となりました。お客様のニーズを的確に捉え、さらなる信頼をいただけるように、営業力の強化をさらに推進してまいります。

(3) ITシステムを活用した業務の効率化によるお客様サービスレベルの向上とコスト削減

2021年5月期に導入が完了した基幹システムの本格稼働により、当社において高付加価値の源泉となる複雑なオペレーションを効率化し、さらなる生産性向上とお客様への質の高い提案やサービス提供をしております。

2. コーポレート・ガバナンスについて

① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し「経営意思決定の迅速化」を図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行う「透明かつ効率的な企業経営」を実践することにより、社会から信頼される会社となることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして認識しており、その施策として取締役会の活性化、情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制として、以下の会社の機関等を設置しております。

・取締役会

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令に定められた事項及び経営に関する重要事項の審議及び決議を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

・監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、適法性の観点から取締役の職務遂行状況を監査しております。また、各監査役が取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図っております。

・コンプライアンス委員会

経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を通期に1回以上開催し、行動指針や法令及び定款・社内規程に反する事態に備えるとともに、行動指針や法令遵守が社内風土として定着するよう指導・教育を行っております。

・リスクマネジメント委員会

適切なリスクマネジメントの実行が経営の重要課題であると認識しており、経営管理本部長を委員長として、当社グループの重要リスクの把握と影響度、対応策を協議することを目的としてリスクマネジメント委員会を通期に1回以上開催しております。

当社は、経営の健全性や透明性及び意思決定の迅速化を図るため、上記の企業統治体制を採用しております。

③ その他

現在当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、その全員について東京証券取引所に対して「独立役員」として届け出ております。

上記のほか、当社は最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンスの取組みにつきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書 (<http://www.sanki-s.co.jp/ir/governance.html>) をご参照ください。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、上記Ⅰ.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時

間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社の株主の状況は、2024年5月31日現在において、発行済株式総数の37.0%が当社役員及びその関係者（以下、「当社役員等」といいます。）によって保有されています。しかしながら、当社の株式は、その約4割は個人株主の皆様や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。現時点において当社役員等が保有している当社の株式についても、その権利の行使については個々の判断の基に行われており、また、今後の世代交代等により、各々の事情による譲渡、相続、その他の処分がなされることで、分散化が進んでいく可能性は否定できません。当社役員等の発行済株式総数に対する保有割合（以下、「持株比率」といいます。）は、東京証券取引所市場第一部指定直後の2017年5月31日時点の50.3%から、2018年4月に実施した公募による新株発行（200,000株）及び株式売出し（総数670,000株のうち当社役員等によるもの670,000株）等により、37.0%に低下しております。今後も事業遂行において発生する高い資金需要に対応するため、2018年4月に実施したような株式市場からの資金調達を選択する可能性もあることから、当社役員等の持株比率は低下することになり、より多くの株主及び投資家の皆様に当社の株式を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

なお、2024年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。本更新時における独立委員会の委員の略歴については、別紙2に記載のとおりです。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為⁸が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙4に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。

⁹ 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただくとともに、買付者等が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 買付者等が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれらの主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。ただし、当社取締役会及び独立委員会は、買付者等に対して合理的な範囲を超える本必要情報の開示を要求し、又は大規模買付等を断念させることを目的として、買付者等に対して延々と本必要情報の提供を求めると、本プランの主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかは問いません。以下同じ。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者¹²、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、職歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- (ii) 買付者等及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等及び関連する取引の実現可能性、並びに大規模買付等の後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び理由を含みます。なお、大規模買付等の方法の適法性については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

¹¹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みません。以下同じとします。

- (iv) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (v) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容（資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容）等を含みます。）
- (vi) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付者等及びそのグループによる、当社の株式等の保有状況、当社の株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (x) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策（大規模買付等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- (xiv) 大規模買付等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xv) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

当社取締役会は、大規模買付等の提案があった事実及び当社取締役会に提出された「意向表明書」、「情報リスト」については、速やかに独立委員会に提供します。独立委員会は、下記⑤「対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告」に従い、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しているか否かの判断、さらに、遵守した場合において、対抗措置の発動の是非又は対抗措置の発動のための株主総会招集について諮問することといたします。

また、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則の遵守を前提に独立委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、また、当社取締役会又は独立委員会が追加的に情報提供を求めたのに対し、買付者等から当該情報の提供が難しいことにつき合理的な説明がある場合には、追加的に求めた情報がすべて揃わない場合でも、買付者等との情報提供に関する交渉を終了し、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示し、次に述べる当社取締役会による評価・検討を開始することといたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に依りて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合（買付者等から提出された情報が株主の皆様への判断並びに独立委員会の検討、評価及び意見形成のために必要な本必要情報として不十分であると合理的な根拠をもって判断される場合並びに独立委員会が定めた回答期限までに買付者等から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。当社取締役会は、仮に当該大規模買付等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示又は株主の皆様への説得等を行う可能性はありますが、原則として、大規模買付等に対する対抗措置の発動は行いません。買付者等の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等

をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙5「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、独立委員会は、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤「対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告」に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます¹³。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥「取締役会の決議、株主意思の確認」の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

¹³ 株主意思確認総会は、本新株予約権（以下で定義します。）の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥「取締役会の決議、株主意思の確認」に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦「対抗措置発動の停止」に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦「対抗措置発動の停止」に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2024年7月24日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2027年8月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとし、他方、当社取締役会が、本プランの内容につい

て当社株主の皆様にも実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様にも実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の原則1－5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1－5①その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを、株主の皆様の見込み可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、その目的、具体的な内容、効果などについて事前に開示させていただいており、また、本定時株主総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期限は本定時株主総会終結の時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.「本プランの概要」に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.「本プランの内容」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本更新時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3.(1)⑤「対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告」に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦「対抗措置発動の停止」に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手續

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

独立委員会委員の略歴（五十音順）

荻野 正和（おぎの まさかず）（1977年12月10日生）

- 2002年10月 弁護士登録
- 2006年11月 たつのひまわり基金法律事務所所長
- 2011年3月 たつの法律事務所所長（現任）
- 2015年4月 兵庫県弁護士会副会長
- 2015年8月 当社社外監査役（現任）
- 2023年6月 カワセコンピューターサプライ(株)取締役（監査等委員）（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

北岡 昭（きたおか あきら）（1957年8月12日生）

- 1980年4月 日興証券(株)（現SMB C日興証券(株)）入社
- 1985年9月 赤松税理士事務所入所
- 1988年9月 中山税理士事務所入所
- 1992年4月 北岡税理士事務所開設 所長（現任）
- 2007年8月 当社社外監査役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

藤田 ひろみ（ふじた ひろみ）（1955年5月12日生）

- 1978年4月 富士電機計装(株)入社
- 1983年4月 (株)バルシステム24入社
- 1987年6月 (株)もしもしホットライン（現アルティウスリンク(株)）入社
オペレーション部部长
- 1991年6月 同社教育研修部長
- 1993年6月 同社企画営業推進部長
- 1996年6月 同社企画営業推進部長兼教育研修部長
- 1999年6月 同社取締役
- 2004年6月 同社取締役常務執行役員
- 2008年6月 同社取締役専務執行役員
- 2009年8月 (株)ジェイ・ソル代表取締役（現任）
- 2023年8月 当社取締役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

正木 範紹（まさき のりあき）（1947年12月7日生）

1972年4月 (株)日建設計入社
1989年5月 同社土木事務所調査部長
1991年4月 同社土木事務所設計部長
1995年4月 同社土木事務所業務部長
1999年10月 同社本部東京業務開発部長
2004年3月 (株)日建設計シビル代表取締役社長
2005年4月 (株)日建設計上席理事
2006年1月 (株)日建設計総合研究所常務取締役
2011年1月 (株)日建設計顧問
2018年1月 (株)都市建築確認センター審議役
2020年7月 同社取締役
2023年1月 (株)日建設計総合研究所特別顧問（現任）
2023年8月 当社取締役（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※上記4氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

当社の大株主の状況（2024年5月31日現在）

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	株 式 会 社 中 島 産 業	975,000	14.8
2	株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	445,300	6.76
3	光 通 信 株 式 会 社	444,800	6.75
4	中 島 義 兼	436,606	6.63
5	中 島 諒 子	339,500	5.15
6	株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	255,800	3.88
7	三 機 サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	255,290	3.87
8	シ ン メ ン テ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	249,000	3.78
9	中 島 悠 希	228,344	3.46
10	中 島 薫 子	225,000	3.41

以 上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下、「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
 1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株式等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 当該特定の株主が株式等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

7. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
8. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
9. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
10. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
11. その他1. から10. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹⁴、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹⁵、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から

(5)までに該当する者の関連者¹⁶（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。非適格者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することがあります。なお、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として、金銭等の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

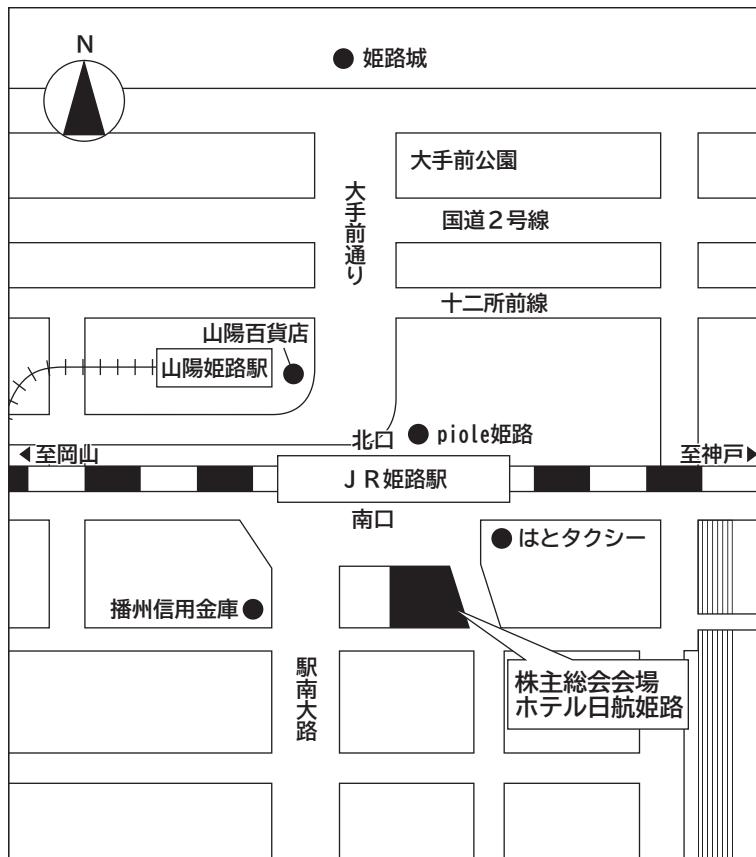
¹⁴ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなり当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹⁵ 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなり当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。その判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。また、組合その他ファンドに係る「関連者」の判定には、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路3階 光琳の間
TEL (079) - 222 - 2231



交通 JR (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口すぐ

